




津軽平川・第52号
(2026年6月)

 水土里ネット津軽平川

〒036-8084
弘前市大字高田一丁目7番地
TEL 0172-27-0366 FAX 0172-27-6330
E-mail: hirakawa@rose.ocn.ne.jp
URL: <http://www.hirakawa.ecweb.jp>

- 受益面積：4,669ha
- 組合員数：5,235名
(令和8年4月1日)



「岩木山と最勝院五重塔」

五重塔は初代藩主の津軽為信が、戦国時代津軽統一時に戦死したすべての人々を供養するために建立したと伝わります。総高は約31m、日本最北端に位置する重要文化財です。

令和8年度

賦課金納入通知書発行日

6月1日

納付
期限

11月30日

納期限内の納付に御協力願います。

～ 利水状況の公表について ～

令和8年度から、施設の通水状況について確認することができます。記載のQRコードを読み取りください。





御挨拶

理事長 岩 淵 琢 緒

薄暑の候、組合員の皆様には益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また日頃より土地改良事業へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

近年、毎度の事のように「大雪」「猛暑」のお話をしておりますが、今春も漏れることなく昨年以上の大雪にご苦労された事と推察しております。家屋をはじめ、農地作物への被害にあわれた方に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

我々を取り巻く昨今の状況ですが、コロナウイルスやウクライナ・ロシア紛争により燃料、農業資材の価格高騰ありました。さらに資材不足、農業関連機械の生産停滞など、中東での紛争も相まって、農家の七つ道具でさえも入手困難となっております。数年前では考えられない環境下ではありますが、農業を営む者としては良質な農産物をより多く生産し、生活の糧となるべく務めて参りたいと思っております。食料需給の貢献の面からも、生産活動に誇りをもって進んでまいりましょう。

おかげさまで、当土地改良区においては順調に事業を推進しております。今年度中の新事務所の落成、平川上流域の合併協議会の設立、その他補修工事の取り組みなど多岐に渡り取り組んでおります。なかでも皆様の水利への利便性から、各々で早瀬野ダムや幹線水路の状況を確認できるように、QRコードを広報誌にも載せております。これからの作業の一助にご活用いただければ幸いです。これからも組合員の皆様と共に、津軽平川土地改良区を盛り上げてまいる所存です。

結びに、今年の農作業に誉ありますこと、そして組合員はじめ関係各位にご多幸あります事を祈念し挨拶といたします。

令和7年度 通常総代会

令和7年度通常総代会は去る3月4日、アートホテル弘前シティに於て開催されました。当日は、総代定数70名、現在数65名の内、57名の総代が出席しました。

総代会議長には、第5選挙区板柳町三千石の白鳥一成総代が選任され、慎重審議の結果、全議案原案どおり可決され閉会いたしました。



提出案件

- 議案第1号 令和7年度収支補正予算の専決処分の承認について
- 議案第2号 令和7年度収支補正予算(案)について
- 議案第3号 令和8年度賦課金額及び賦課金徴収方法並びに発行日、納期限について
- 議案第4号 土地改良区事務所の建築について
- 議案第5号 令和8年度長期借入金について
- 議案第6号 令和8年度一時借入金について
- 議案第7号 令和8年度余裕金の預け入れ先について
- 議案第8号 令和8年度決済金額について
- 議案第9号 令和8年度総代・役員報酬について
- 議案第10号 県営沼堰排水路地区農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型)の施行申請について
- 議案第11号 令和8年度収支予算(案)について
- 議案第12号 平川地域土地改良施設等連携管理保全計画の認可申請について
- 議案第13号 定款の一部改正について
- 議案第14号 会計細則の一部改正について

- 報告第1号 監査報告

令和8年度一般会計

(単位：円)

収入科目	予算額	支出科目	予算額
1 土地改良事業収入	215,362,000	1 土地改良事業費支出	170,670,000
2 附帯事業収入	3,200,000	2 一般管理費支出	90,027,000
3 基本財産運用収入	2,655,000	3 土地改良事業負担金支出	64,737,000
4 特定資産運用収入	450,000	4 借入金返済支出	6,501,000
5 補助金等収入	28,565,000	5 支払利息	26,000
6 交付金収入	41,671,000	6 固定資産取得支出	132,042,000
7 業務受託料収入	10,013,000	7 出資金取得支出	1,000
8 雑収入	4,161,000	8 預り敷金返還支出	1,060,000
9 借入金収入	136,151,000	9 補償金預り金支出	1,972,770
10 基本財産取崩収入	2,000	10 基本財産積立支出	6,400,000
11 特定資産取崩収入	73,671,000	11 特定資産積立支出	65,411,000
12 固定資産売却収入	4,000	12 雑支出	100,000
13 出資金返還収入	1,000	13 予備費	1,958,230
14 前年度繰越金	25,000,000		
合 計	540,906,000	合 計	540,906,000

令和8年度 賦課金額及び地区除外決済金額

地 区		賦 課 金		地区除外決済金	
		1,000㎡当り	前年比	1,000㎡当り	前年比
上流部	① 一般地区	4,400円	±0円	43,598円	+12,906円
	② 平川左岸ほ場整備地区	5,828円			
下流部	① 一般地区	4,400円	+3,000円		
	② 三千石ほ場整備地区	7,400円			

～ 三千石ほ場整備地区の賦課金について ～

令和7年度から県営三千石地区経営体育成基盤整備事業を実施しております。そのため、日本政策金融公庫から分担金償還のための借入れをしており、その借入金に対する利息や将来的な維持管理費などに充てるため、令和8年度から対象農地に対して10a当り3,000円の地区別賦課金が生じます。尚、地区別賦課金は借入金額や利率により変動しますのでお知らせいたします。



滞納金は新しい組合員が負担

農地を売買等で権利移動する際に、その土地に賦課金の滞納がある場合は、新しい組合員に滞納金の納入義務が生じる法律（土地改良法第43条第1項）があります。そのため、売買や賃貸借契約の際には賦課金の滞納の有無を御確認いただきますようお願いいたします。

賦課金納付機関について

賦課金の納付先は当土地改良区のほか、下記の機関でも納付することができます。

- 取扱機関：青い森信用金庫 ・ つがる弘前農業協同組合 ・ 津軽みらい農業協同組合
 つがるにしきた農業協同組合 ・ ごしょつがる農業協同組合
 石川土地改良区 ・ 豊田土地改良区 ・ 六羽川土地改良区
 平川土地改良区 ・ 枝川鶴田土地改良区 ・ 五所川原北部土地改良区

振込される方は、賦課金通知書裏面に振込口座が記載されていますので御利用ください。尚、送金手数料は個人負担となりますので御了承ください。

賦課金の口座振替について

賦課金の納入を忘れて延滞金を加算徴収されたという組合員の方が毎年度おられます。そのため、当土地改良区では農協貯金口座からの賦課金口座振替を取扱いしています。御希望の方は、当土地改良区または各農協に口座振替依頼書を備え付けておりますので、通帳とお届け印を御持参のうえお申し込みください。また、青森みちのく銀行のワイドネットサービスを活用し、他金融機関からの口座振替の取扱いを開始しました。詳細については当土地改良区へお問い合わせください。

納税組合徴収委託契約について

当土地改良区では、納税組合と賦課金徴収委託契約を締結し、取扱額に対し1%の徴収交付金を交付しています。(100万円に対し10,000円交付)
現在、11団体と契約を締結して賦課金徴収業務を委託しております。徴収委託契約希望の際は、当土地改良区まで御連絡ください。

賦課金納入は納期限内にお願いします

土地改良区の賦課金は、各施設の維持管理費、事業の分担金、業務運営の費用で重要なものです。この賦課金を滞納すると業務運営に支障をきたすこととなりますので、納期限内の納入をお願いします。納期限を過ぎた場合は、延滞日数に応じて延滞金(年18.25%)が加算されますので御注意ください。

また、未納がある組合員につきましては、滞納整理委員による毎戸訪問等を実施し、未納賦課金の解消に努めております。一括納入が困難な方は、事務局まで御相談ください。

尚、たび重なる催告にもかかわらず納入いただけない方に対しては、誠に不本意ではありますが財産の差押えや公売などの滞納処分(土地改良法第39条)をすることになります。

届出をお願いします

- ◇ 農地を売買したとき
- ◇ 農地を賃借または解約したとき
- ◇ 農業者年金受給などで経営を移譲するとき
- ◇ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◇ 組合員の方の住所が変わったとき

左記の場合は「組合員資格得喪通知書」を提出して戴く事になります。この届出がなければ、他の公的機関(市町村、法務局等)で手続きを行っても賦課台帳の修正はされずそのまま賦課されます。尚、農地の権利移動をする際は、その土地に滞納賦課金がある場合の納入義務は新しい資格者に生じる事になりますので御注意ください。

- ◇ 農地を転用するとき
- ◇ 公共事業(道路等)に買収になったとき

左記の場合は「地区除外申請書、農地転用等の通知書及び意見書交付願」を提出して戴く事になります。農地を転用する場合は決済金の納付と未納賦課金がある場合は完納する必要があります。この届出がなければ、いつまでも受益地として賦課金が生じていく事になります。

- ◇ 用排水路に橋を架けたいとき
- ◇ 生活排水等を排水路に放流したいとき

左記の場合は「他目的使用申請書」を提出して戴く事になります。当土地改良区の施設を使用する場合は、同意を得なければ使用することが出来ません。また、他目的使用規程により使用料がかかることとなります。



各届け出用紙は当土地改良区事務所にありますので、印鑑等を御持参のうえ手続きをしてください。各手続き等のお問い合わせについては、総務課まで御連絡ください。



土地改良区統合整備研究会から協議会への移行について



令和6年3月に設立した統合整備研究会は、運営基盤の確立と組織体制の充実・強化や組合員の負担軽減を図るため、平川地区にある5土地改良区の合併について協議を進めております。この度、整備計画に定める事項の検討が順調に経過していることから、令和8年度からは関係市町村もメンバーとする協議会に移行し、令和9年度の合併を目指して参ります。統合整備協議会の情報については、引き続き発信いたします。

お願い

農地の賃借契約をされている組合員の方へ

津軽平川土地改良区、六羽川土地改良区、平川土地改良区、石川土地改良区、豊田土地改良区は令和9年度中の合併を目標に協議を進めております。

合併をすると賦課金通知書は、津軽平川土地改良区からの発行となりますので、各土地改良区から賦課されている農地について、賃貸借をしている場合は、所有者または耕作者のどちらが組合員になるか御検討をお願いします。

届け出が無い場合は、津軽平川土地改良区登録の組合員へ賦課金通知書が送付となります。

御不明な点がございましたら、関係土地改良区へお問い合わせください。



例えば……

平川市〇〇123番の賃貸借をしている農地について

【現在】

津軽平川土地改良区賦課金支払
所有者

〇〇〇土地改良区賦課金支払
耕作者



【今後】

津軽平川土地改良区賦課金支払
所有者か耕作者のどちらかになります

事業の状況

【県営事業】

事業名	対象施設(所在)	事業内容	工期	事業費(単位:千円)	
				全体	令和8年度
農業用河川工作物 応急対策事業	津刈ダム (平川市碓ヶ岡)	ダム堤体撤去 河川復旧 L=1,017m	1期 H23~H30 2期 R1~R10	1期 785,399 2期 933,000	2,000
ため池等整備事業 (用排水施設整備)	平川左岸地区排水路 (大鰐町森山)	水路改修 L=1,329.8m	R4~R9	248,000	59,000
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	平川第一頭首工 (大鰐町宿川原)	施設機械設備更新 ・補修	R6~R10	771,000	290,000
三千石地区経営体 育成基盤整備事業	(板柳町三千石)	区画整理 36.2ha 用排水路整備 0.2km	R7~R13	1,130,000	482,000
【新規】県営沼堰排水路地 区農業水利施設保全合理化 事業(長寿防災型)(更新型)	県営沼堰排水路 (五所川原市、 鶴田町)	排水路改修 L=189.1m	R8~R11	3,620,000	30,000

※1:事業費は工事雑費・事務の経費を除く。 ※2:全体事業費は物価変動、計画変更等により当初計画とは異なります。
 ※3:年度事業費は補正等により変更となる場合があります。

【団体営事業】

事業名	対象施設(所在)	事業内容	工期	事業費(単位:千円)	
				全体	令和8年度
土地改良施設 維持管理適正化事業	平川左岸地区排水路 (弘前市新里)	水路護岸補修 L=90m	R8(単年度)	-	10,000
	板柳揚水機場 (板柳町)	ポンプ整備補修	R8(単年度)	-	9,000
	五所川原I幹線用水路 (鶴田町)	計装機器整備補修	R8(単年度)	-	8,400
	県営六羽川排水路 (平川市)	ブロック護岸補修 L=58m	R8(単年度)	-	16,000

~新規~ 県営沼堰排水路地区農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型)

- 受益面積:220.0ha
- 事業内容:排水路改修 L=189.1m
- 総事業費:380,100千円(工事費362,000千円、事務の経費18,100千円)
- 負担割合:国55%、県30%、市町村12%、土地改良区3%
- 工期:令和8年度~令和11年度(4ヶ年)



【新規事業検討中の施設】

施設名(所在)	規模・構造	施設状況
赤堀幹線排水路 (五所川原市鶴ヶ岡)	鉄筋コンクリート矢板 幅10.1m~6.3m 高さ1.45m 延長2,135m	一部区間で護岸倒壊、傾斜が発生。 新たな護岸倒壊による通水障害や農道への 影響が懸念される。 (写真:護岸倒壊の状況。応急対策済。)
平川第二頭首工 (左岸:弘前市石川) (右岸:平川市岩館)	堰高2.2m・堰長98m ゴム起伏堰2門 取水ゲート2門	ゴム起伏堰は耐用年数を超過し劣化が進 行。土木・機械設備も老朽化により機能障 害が懸念される。 (写真:頭首工全景)





令和8年度 配水計画



管理組織名	取水施設名	配水期間及び取水量 (許可最大量)					
		苗 代 期		代 播 き 期		普 通 期	
		期 間	取水量	期 間	取水量	期 間	取水量
平川第一ブロック地区部会	平川第一頭首工	4月9日～ 4月30日迄	0.113 ㎥/日	5月1日～ 5月15日迄	4.992 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	3.579 ㎥/日
平川第二ブロック地区部会	平川第二頭首工 (右岸)	4月11日～ 4月30日迄	0.023 ㎥/日	5月1日～ 5月15日迄	0.724 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	0.574 ㎥/日
	平川第二頭首工 (左岸)	4月10日～ 5月4日迄	0.035 ㎥/日	5月5日～ 5月15日迄	1.065 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	0.833 ㎥/日
道川ブロック地区部会	三ツ目内頭首工	4月7日～ 5月2日迄	0.016 ㎥/日	5月3日～ 5月15日迄	1.169 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	0.993 ㎥/日
	虹貝頭首工	4月7日～ 5月2日迄	0.006 ㎥/日	5月3日～ 5月15日迄	1.169 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	0.666 ㎥/日
大和沢ブロック地区部会	大和沢頭首工	4月25日～ 5月10日迄	0.007 ㎥/日	5月11日～ 5月15日迄	0.183 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	0.146 ㎥/日
引座川ブロック地区部会	引座川統合頭首工	4月7日～ 5月6日迄	0.027 ㎥/日	5月7日～ 5月15日迄	0.770 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	0.579 ㎥/日
五所川原頭首工		4月1日～ 4月30日迄	0.264 ㎥/日	5月1日～ 5月15日迄	7.368 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	5.416 ㎥/日
板柳ブロック地区部会	五所川原頭首工板柳揚水機場	4月20日～ 5月8日迄	0.067 ㎥/日	5月9日～ 6月8日迄	1.835 ㎥/日	6月9日～ 8月31日迄	1.394 ㎥/日
鶴田ブロック地区部会	五所川原頭首工第4号分木工～第8号分木工迄	4月7日～ 5月4日迄	0.081 ㎥/日	5月5日～ 5月15日迄	2.276 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	1.654 ㎥/日
五所川原ブロック地区部会	五所川原頭首工第8-1分木工～県営末端迄	4月1日～ 4月30日迄	0.116 ㎥/日	5月1日～ 5月15日迄	3.257 ㎥/日	5月16日～ 8月31日迄	2.367 ㎥/日
早 瀬 野 ダ ム		4月1日～ 4月30日迄	0.008 ㎥/日	5月1日～ 5月15日迄	14.859 ㎥/日	5月16日～ 9月1日迄	4.272 ㎥/日

管理組織の配水計画	
共 通 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湯水時は、地区部会、関係地区部会、関係団体と協議し対応する。 ・ 早瀬野ダムは、各取水施設の状況により、河川状況を勘案しながら計画最大量の中で取水を行う。
板柳ブロック地区部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通期から輪番取水制を実施する。
備 考	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 天候等の状況により変更となる場合があります。 ・ 中干し期（7月上旬から中旬頃）は、各地区の状況に応じて用水を減量又は停止します。 	

不法投棄は犯罪行為です

津軽平川土地改良区

水管理・施設管理に 御理解・御協力を!

水難事故を防ぎましょう

子どもを水の事故から守るために、取水施設や水路付近で遊んでいるのを見かけましたら、御注意いただきますようお願いいたします。

節水を心掛けた水管理をお願いします

限りある水資源を有効に活用するために、引き続き節水を心掛けた水管理をお願いします。

荒天時は用水を停止します

大雨、強風などが予想されるときは、水路の溢水等による被害を防止するため、事前に用水を停止しています。

また、天候が回復しても河川の増水や濁水により、すぐには通水できないことがあります。

水路への雪捨てはしないで

水路が詰まり道路や住宅地が浸水するおそれがあるほか、施設が破損する事例が発生しております。施設への雪捨て、雪寄せはしないようにお願いします。

不法投棄防止

水路や施設への不法投棄を見かけましたら、警察へ通報するが、市町村役場、土地改良区まで御連絡ください。